

平成26年3月14日

那須烏山市議会議長 佐藤 雄次郎 様

再生可能エネルギー促進条例制定特別委員会委員長 樋山 隆四郎

所管事務調査結果報告書

平成25年第1回3月定例会において本委員会が申し出を行った閉会中の継続調査の結果について、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第109条の規定により、次のとおり報告します。

1 調査期間

平成25年3月15日から平成26年3月14日まで

2 構成委員

樋山隆四郎、高田悦男、田島信二、川俣純子、渋井由放、渡辺健寿、久保居光一郎
高德正治、佐藤昇市、板橋邦夫、水上正治、平山進、佐藤雄次郎、小森幸雄
中山五男、平塚英教

3 調査事項

再生可能エネルギー促進条例制定に関する事項

4 調査報告

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、環境汚染による健康被害への懸念や地産地消型の再生可能エネルギーへの期待が大きくなるなど新たな取り組みに向けた具体的な対応が求められている。本市では、平成24年2月に「再生可能エネルギー導入活用推進計画」が策定され、市や市民等の役割が明確にされた。これに先立ち平成20年4月1日には「那須烏山市環境基本条例」を制定し、翌年の3月に環境対策を総合的計画的に推進するため「那須烏山市環境基本計画」を策定しておりこの計画は着実に実行されている。今般、平成25年度に上半期終了となるこの計画を見直し、「第1次那須烏山市環境基本計画（改訂版）」を策定しているところであり、再生可能エネルギー利活用の推進を取り組みの柱の一つとしている。

このように市が積極的に再生可能エネルギーを推進している今、本特別委員会は議論を重ねた結果、再生可能エネルギー促進条例の制定の必要性がないと結論を出した。

今後は、本市においてクリーンで環境にやさしい再生可能エネルギーの利活用が、低炭素社会の実現と地域経済の発展、ひいては住民福祉の向上に寄与することを強く期待するものである。